(仮称)大竹市自転車駐車場施設整備・運営事業に関する

基本協定の締結について

大竹市(以下,「市」という。)が,民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下,「PFI法」という。)に基づいて特定事業に選定した,(仮称)大竹市自転車駐車場施設整備・運営事業(以下「本事業」という。)にかかる基本協定について,優先交渉権者との間で締結をしましたので公表します。

平成16年11月1日

大竹市長 中川 洋

記

1. 基本協定締結の相手方

再開発振興グループ

代表企業 再開発振興株式会社

構成企業株式会社杉原設計事務所

構成企業村本建設株式会社

2. 基本協定の内容

(仮称)大竹市自転車駐車場施設の設計,建設,維持管理,運営,及びこれらにかかる資金調達とこれらに付随する事項に関する契約の締結に関し,市と PFI 事業者双方の義務について必要な事項を定めるものです。

以上